

第五十八回国会
衆議院

大威員會

議錄第三十三号

(五〇四)

昭和四十三年五月十七日(金曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長代理 理事 毛利 松平君

理事 金子 一平君

理事 渡辺美智雄君

理事 山中 貞則君

理事 村山 喜一君

理事 大村 裕治君

小山 省二君

砂田 重民君

古屋 亨君

村上信一郎君

山下 元利君

阿部 助設君

平林 勝君

河村 勝君

西岡 武夫君

坊 秀男君

村山 達雄君

吉田 重延君

佐藤觀次郎君

武藤 山治君

玉置 一徳君

出席政府委員

大蔵大臣 水田三喜男君

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主計局次長 海堀 洋平君

運輸政務次官 金子 岩三君

内閣總理大臣官 房參事官 岸野 駿太君

総理府恩給局恩給問題審議室長 大屋敷行雄君

大蔵省主計局給与課長 与課長 津吉 伊定君

自治省行政局公務員部福利課長 参考人 济組合連合会理事長 中尾 博之君

専門員 披井 光三君

委員外の出席者	内閣總理大臣官 房參事官 岸野 駿太君	同月十六日	音楽、舞踊、演劇及び映画等の入場税撤廃に関する請願(荒木萬壽夫君紹介)(第五九〇五号)
	総理府恩給局恩給問題審議室長 大屋敷行雄君		同(神田博君紹介)(第五九〇六号)
	大蔵省主計局給与課長 与課長 津吉 伊定君		医療法人に対する法人税減免に関する請願(華山親義君紹介)(第五九〇七号)
	自治省行政局公務員部福利課長 参考人 济組合連合会理事長 中尾 博之君		邦樂器の物品税撤廃に関する請願外十五件(永山忠則君紹介)(第五九〇八号)
			台湾省民の凍結預金返戻しに関する請願(中山貞則君紹介)(第五九〇九号)
			中小企業に対する国民金融公庫の融資制度改善に関する請願(佐々美三郎君紹介)(第五九一〇号)
			同外一件(古川喜一君紹介)(第五九一一号)

は本委員会に付託された。
本日の会議に付した案件

所得に対する租税に関する二重課税の回避
案の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第七一号)(參議院附送付)

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六二号)

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七四号)

國家公務員共済組合法及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(武藤山治君外十一名提出、衆法第一八号)

国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律案(武藤山治君外十四名提出、衆法第一七号)

(内閣提出第七七号)

同(島本虎三君紹介)(第五四三七号)

同(武部文君紹介)(第五四三八号)

同(坂田道太君紹介)(第五四三五号)

中小企業に対する国民金融公庫の融資制度改善に関する請願(佐々美三郎君紹介)(第五四三六号)

同(浜田光人君紹介)(第五四九三号)

同(下平正一君紹介)(第五四九四号)

同(西風敷君紹介)(第五四九五号)

○毛利委員長代理 これより会議を開きます。
委員長所用のため、指名により私が委員長の職務を行ないます。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第七四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第七五号)

第一條 この法律は、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約(以下「条約」という。)を実施するため、所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。(配當に対する源泉徵收に係る所得税の税率の特例)

第二条 デンマークの居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国人法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む。)で、デンマーク王国の条約第四条第一項に規定する居住者であるものをいう。以下同じ。)が支払を受ける条約第十一条に規定する配當で同法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。)に対する同法第二百七十条、第二百七十九条又は第二百三十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配當のうち条約第十一条第二項(a)の規定に該当するものに対する同法第二百七十九条又は第二百三十三条第一項の規定に適用については、これらの規

定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

(利子、使用料等に対する源泉徴収に係る所得の税率の特例)

第三条 デンマークの居住者が支払を受ける条約第一項若しくは第六項に規定する使用料若しくは収入で所得税法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。)に係る所得を有する。

第十一条第一項に規定する利子又は条約第十二条第一項若しくは第六項に規定する使用料若しくは収入で所得税法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある条約第五条に規定する恒久的施設に帰せられるものを除く。)に対する同法第百七十一条、第百七十九条又は第二百十三条第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する利子、使用料若しくは収入に対し所得税を課さず、又は当該利子、使用料若しくは収入に対する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(配当、利子、使用料等に対する申告納税に係る所得税の軽減)

第四条 所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者に該当するデンマークの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得に当該各号に掲げる部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

1 第二条に規定する配当に係る所得 百分の十五
2 デンマークの居住者である個人(前項に規定する者を除く。)が前条第一項に規定する利子又は使用料で所得税法第百六十一条第一号に掲げる所得又は同条第二号に掲げる対価に該当する所得に係る所得百分の十

もの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に帰せられるものを除く。)に係る所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に對応する部分の金額が、当該利子又は使用料の金額の合計額の百分の十に相当する金額を軽減する。

3 前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に對応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

4 前二項に規定する所得税額のうちこれらの規定に規定する所得に對応する部分の金額は、当該所得の生じた年分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における所得税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等に係る地方税の課税の特例)

第五条 法人税法第百四十一条第一号に掲げる外国人に該当するデンマークの居住者である法人(同法第二条第八号に規定する人格のない団体等を含む。以下同じ。)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち該所得に對応する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相当する税額を軽減する。

6 市町村民税の法人税割 百分の五・九

7 都民税の法人税割 百分の十四・七

8 市町村民税の法人税割 百分の八・九

9 都民税の法人税割 百分の八・七

10 市町村民税の法人税割 百分の八・九

11 都民税の法人税割 百分の八・七

12 市町村民税の法人税割 百分の八・九

13 都民税の法人税割 百分の八・七

14 市町村民税の法人税割 百分の八・九

15 都民税の法人税割 百分の八・七

16 市町村民税の法人税割 百分の八・九

17 都民税の法人税割 百分の八・七

18 市町村民税の法人税割 百分の八・九

19 都民税の法人税割 百分の八・七

20 市町村民税の法人税割 百分の八・九

21 都民税の法人税割 百分の八・七

22 市町村民税の法人税割 百分の八・九

23 都民税の法人税割 百分の八・七

24 市町村民税の法人税割 百分の八・九

25 都民税の法人税割 百分の八・七

26 市町村民税の法人税割 百分の八・九

27 都民税の法人税割 百分の八・七

28 市町村民税の法人税割 百分の八・九

29 都民税の法人税割 百分の八・七

30 市町村民税の法人税割 百分の八・九

31 都民税の法人税割 百分の八・七

3 前二項に規定する法人税額のうちこれらの規定に規定する所得に對応する部分の金額は、当該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(配当、利子、使用料等に係る地方税の課税の特例)

第六条 デンマークの居住者である法人に對して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に對応する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

7 市町村民税の法人税割 百分の五・八

8 都民税の法人税割 百分の十四・七

9 市町村民税の法人税割 百分の八・九

10 都民税の法人税割 百分の八・七

11 市町村民税の法人税割 百分の八・九

12 都民税の法人税割 百分の八・七

13 市町村民税の法人税割 百分の八・九

14 都民税の法人税割 百分の八・七

15 市町村民税の法人税割 百分の八・九

16 都民税の法人税割 百分の八・七

17 市町村民税の法人税割 百分の八・九

18 都民税の法人税割 百分の八・七

19 市町村民税の法人税割 百分の八・九

20 都民税の法人税割 百分の八・七

21 市町村民税の法人税割 百分の八・九

22 都民税の法人税割 百分の八・七

23 市町村民税の法人税割 百分の八・九

24 都民税の法人税割 百分の八・七

25 市町村民税の法人税割 百分の八・九

26 都民税の法人税割 百分の八・七

27 市町村民税の法人税割 百分の八・九

28 都民税の法人税割 百分の八・七

29 市町村民税の法人税割 百分の八・九

30 都民税の法人税割 百分の八・七

5条及び第十六条を除く。)、地方税法(道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税に係る部分に限る。)及びこの法律の規定を適用する。

(双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続)

第九条 大蔵大臣は、条約第四条第二項の合意をする場合又は地方公共団体が課する租税に關し、該所得の生じた事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相当する金額から、当該所得が生じなかつたものとして計算した場合における法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

(双方居住者の取扱い等で地方税に係るものに関する手続)

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

(実施規定)

第九条 第二条から前条までに定めるもののほか、条約の実施及びこの法律の適用に關し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。

(附則)

1 この法律は、条約の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第百七十条及び第一百七十九条の規定に係る部分は、この法律の規定により計算した金額から同条第一項又は第二項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十二条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定によつて適用する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

(双方居住者の取扱い)

第七条 所得税法第二条第一項第三号に規定する一項の規定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は利子については、なお從前の例による。

2 第二条及び第三条中所得税法第二百十三条规定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は利子については、なお從前の例による。

3 第二条及び第三条中所得税法第二百十三条规定に係る部分は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は利子については、なお從前の例による。

のについて適用し、施行日前に支払われる旧法

第二条に規定する使用料若しくは所得、配当又

は利子については、なお従前の例による。

4 第四条の規定は、施行日の属する年の一月一

日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲

げる所得について適用する。

5 第五条の規定は、施行日の属する年の一月一

日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支

払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得に

ついて適用する。

6 第六条の規定は、施行日の属する年の一月一

日以後に開始する事業年度の開始の日以後に支

払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に

係る法人税額を課税標準として課する道府県

民税、市町村民税及び都民税について適用す

る。

理由

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とデンマーク王国との
間の条約が改正されることとなつたことに伴い、
デンマーク王国の居住者が支払を受ける配当、利
子、使用料等に対する所得税の税率の特例措置の
内容を改めるとともに、道府県民税、市町村民税
等の税率の特例を定める等所要の規定の整備を図
るため、所得に対する租税に関する二重課税の回
避及び脱税の防止のための日本国とデンマーク王
国との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に
関する法律の全部を改正する必要がある。これ
が、この法律案を提出する理由である。

○倉成政府委員 政府より提案理由の説明を聽
取いたします。倉成大蔵政務次官。

○倉成政府委員 ただいま議題となりました所得

に対する租税に関する二重課税の回避のための日
本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う
所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關す
る法律案につきまして、提案の理由及びその内容

を御説明申し上げます。

政府は、さきにデンマーク王国との間の租税条
約に署名いたしました。この条約の締結の承認に
つては、別途今国会において御審議を願ってい
るのですが、この条約は、昭和三十四年三

月に両国間で調印された現行租税条約を全面的に
改定するものであります。現行条約を国内におい
て実施するための特別の法律として所得に対する

租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のた
めの日本国とデンマーク王国との間の条約の実施
に伴う所得税法の特例等に関する法律があるわけ
であります。現行条約の改定に伴い、これにつ
き所要の立法措置を講ずるため、ここにこの法律案
を提出することとした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について御説明
申し上げます。

まず、非居住者または外国法人の取得する配
当、利子及び工業所有権等の使用料に対する源泉
徴収所得税に関する事項であります。

わが国の所得税法によりますと、非居住者また
は外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権
等の使用料につきましては、二〇%の税率により
源泉徴収所得税を徴収することになつております。

しかるに、このたびの租税条約によりますと、
配当につきましては親子会社間のものを除き一五
%、親子会社間の配当、利子及び工業所有権等の
使用料につきましては一〇%を、それぞれこれて
はならないとされております。

そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税
の税率を、それぞれその条約上の最高限度である
一五%及び一〇%と定めることとするものであります。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが國
に支店等を有しているものにつきましては、國內
法では、配当、利子及び工業所有権等の使用料に
かかる所得と、これら以外の他の所得とを合算
して課税するたてまえになつております関係上、

配当等につきましては租税条約で定める制限税率

をこえて課税されることとなる場合がありますの
で、その点を考慮して、総合課税の場合の税額に
つき、租税条約の規定に適合するよう、所要の輕

減措置をとることとしたしております。

なお、この場合、このたびの租税条約における
住民税をも条約の対象とすることとなるので、
総合課税の場合の軽減措置を講じてあります。

さて、住民税をも条約の対象とすることとなつ
ておりますので、総合課税の場合の軽減措置を講
じてあります。

その他、このたびの租税条約を実施するにつき
まして必要な事務取り扱い等につき所要の規定を
設けております。

以上この法律案の提案の理由及びその内容を御
説明いたしましたが、何とぞ御審議の上、すみや
かに御賛成くださいますようお願いいたします。

○毛利委員長代理 これにて提案理由の説明は終
わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○毛利委員長代理 次に、昭和四十二年度におけ
る旧令による共済組合等からの年金受給者のため
の特別措置法等の規定による年金の額の改定に關
する法律等の一部を改正する法律案、昭和四十二
年提出の国家公務員共済組合法及び公共企業体職
員等共済組合法の一部を改正する法律案、武藤山治君外十一
名提出の国家公務員共済組合法及び公共企業体職
員等共済組合法の一部を改正する法律案、武藤山
治君外十四名提出の国家公務員等退職手当法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

○岸野説明員 社会保障制度審議会から申し出

も、一两年中に結論を得るようにといふ申し出で
ございまして、私どもの気持ちといたしまして
は、できるだけ早く、少なくとも本年度中には結

論を出したい、会議の事務局としての私どもの気

○只松委員 時間がありませんので、問題点だけ

御質問をいたしますから、答弁のほうもできるだ
け実質的なお答えをいただきたいと思います。

まず最初に、公的年金のスライド制について、
私たちが長い間、また常にいろいろ意見を申し

述べてまいりました。したがいまして、私たち
は、これを少なくとも本年度内に実質的な検討を
し、具体的な措置を講じてもらいたい、こういう

ことを結論的に申し上げてきておるわけでござい
ますけれども、本年度内に具体的な結論が出ます
かどうか、出たならば直ちにその方向に向かつて
講じてあります。

その他の、このたびの租税条約を実施するにつき
まして必要な事務取り扱い等につき所要の規定を
設けております。

以上この法律案の提案の理由及びその内容を御
説明いたしましたが、ここにこの法律案を
提出することとした次第であります。

以下、この法律案のおもな内容について御説明
申し上げます。

まず、非居住者または外国法人の取得する配
当、利子及び工業所有権等の使用料に対する源泉
徴収所得税に関する事項であります。

わが国の所得税法によりますと、非居住者また
は外国法人の取得する配当、利子及び工業所有権
等の使用料につきましては、二〇%の税率により
源泉徴収所得税を徴収することになつております。

しかるに、このたびの租税条約によりますと、
配当につきましては親子会社間のものを除き一五
%、親子会社間の配当、利子及び工業所有権等の
使用料につきましては一〇%を、それぞれこれて
はならないとされております。

そこで、これらの所得に対する源泉徴収所得税
の税率を、それぞれその条約上の最高限度である
一五%及び一〇%と定めることとするものであります。

次に、非居住者または外国法人のうち、わが國
に支店等を有しているものにつきましては、國內
法では、配当、利子及び工業所有権等の使用料に
かかる所得と、これら以外の他の所得とを合算
して課税するたてまえになつております関係上、

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

○岸野説明員 参考人として国家公務員共済組

合会理事長中尾博之君が出席されておりま
す。

○只松委員 今年度中に出るのですか、どうです
か。

○岸野説明員 社会保障制度審議会から申し出

も、一两年中に結論を得るようにといふ申し出で
ございまして、私どもの気持ちといたしまして
は、できるだけ早く、少なくとも本年度中には結

論を出したい、会議の事務局としての私どもの気

持ちはそういうことで、各省に対しましては、そのような方向でもって討議を急いで進めていただけといったことをお願いしております。

○只松委員 ゼひ本年度中に結論をお出しただくように御努力をお願いしたいと思います。

なおその際、これもまた非常にこまかいで、受け取る人間、受け取る自分が、今度スライドした、あるいは今回の場合もそうですが、なかなか複雑で実質上自分が幾ら増額になるか、スライドになるかわからぬといいうことが実態のようですね。したがつて、これはその事務を担当している人の中にもそういう意見が非常に強いわけですけれども、受け取る本人が少なくとも今度は自分は幾ら上がるのだ、幾らスライドするのだ、増額になるのだということがわかるように、ひとつ簡略化といいますか、あるいはもう少しまとめるといいますが、一本化をするといいますか、そういうことをしてくれという要望が事務的にも非常に強いわけです。それから受け取る人間も、自分が今度大体幾ら上がるのやらわからない、こういうことはもうすでに時間があまりませんから言いませんけれども、春闘で賃上げがあると、何%アップになる、今度幾ら上がるといふことが、受け取る人が自分でわかるわけですね。ところが年金の場合、給料、俸給をもらうのが終わって、そして今度は年金で生活をしていくといふ段階になってきて、アップになつても、自分の受け取る額がわからない。ごまかされているのやら何されてるのやら、まさかごまかしているのじやないと思うのですけれども、とにかくわからないとして、なるほどこれだけ上がったのかといふのは、これはありがたみも少ないわけです、これはどうせそこにすわつておる皆さん方もおもらいになるわけで、そのときになかなかわからないといふのでは困るわけですから、もう少し簡略化を

するということはできないものですかどうです

か。

○岸野説明員 個別の制度の改定につきましては、それぞれ沿革がござりますので、私から一括して御説明、お答えするのはどうかと思いますが、ただ、スライドの規定を適用いたしまして、過去既裁定年金につきまして上げるというような場合におきましては、できるだけスライドの中身が、たとえば物価であるとかあるいは給与の改定分であるとか、あるいは国民生活の上昇分であるとかというようなものが、比較的簡単なものさしでわかるようなことでもって、各種年金を簡単なものさしでかつ共通なものをつくりたいといふことで、私ども協議会の事務担当者の段階ではそういふ話し合いで進めていきたいというふうに思つております。しかしながら、それの制度はいろいろ複雑でございますので、具体的な問題につきまして改定する部分、実際の事務取り扱い上の問題につきましては、また先生の御趣旨もござりますので、それぞれ各関係省庁間の担当者ともお話をいたしまして、そういう方向でもって進めたい、こういふぐあいに思つております。

○只松委員 いろいろ沿革があつて、既得権益を侵害したり喪失したりするといふよろなことは困るといふ意見が出ると思うのですけれども、しかしながら、いわば年金の民主化といいますか、それが直していくかないと、なかなか受給者にわからない。いわば年金の運営、運営の運営、そういうことをできないと思いますから——税法とこの共済法が一番わからないといわれております。実質、私たちが見てもなかなかわからないわざであります。ゼひひとつのような御努力をお願いしておきます。

それからもう一つ、大体今までの慣例としているのでは、これは大蔵省当局の意向とともに、運営の運営に当たつておられる連合会の意見も聞いておきたいと思います。今日は附帯決議にもつくわけござりますけれども、実質的にこれは推進していただきたいと思いますが、これは大蔵省当局の意向とどおりに、運営の運営に向かって進んでおるか、先進国家がそういう問題をいかに重要視しておるかということを十分お考えになつて——やはりそういうことがささやかれるような後退があるのでないか、非民主化をしておるのではないか、こういうことがささやかれることがないよう、連合会としてもぜひひとつ御努力をしてもらいたい

うといふような事務的ないろんな繁雑さ——事務的といふことは、結局受け取る側もいわばわざかねるわけですね。したがつて、そういう点も何か恩給に合わせるとか、あるいはそういう点にもなかなかことまであります。たとえば物価であるとかは年寄りだけ四ヵ月一緒にまとめてするとか、何か便法を講じて、どうせ受け取りに行かれる方はお年寄りの方とか遺族の人とかが多いわけですから、こまかいくことですけれどもそういう点にもひとつ配慮をしていただきたいと思います。よろしくどうぞ

ざいます。私はおっしゃるとおりでございます。これは前々からいろいろ御議論のあつたところであるということをよく承知しております。そういうよろな意味におきまして、私といたしましても、連合会の仕事は法律に基づく仕事でございますが、その中で福祉関係といふのは実際にお使いになる公務員の御要望に一番即したものでなければならぬということを一番大事なことで、そういう意味でそれらの御意見を十分に反映できるようなくぐあいに仕事をやってまいることがぜひ必要である、こういうふうに考えております。

ただ、私のほうでできますことは運用の問題でございます。したがいまして、制度の問題になりますと私のほうでは実はどうしようもない。私どもは制度をちょうどだいたいいたしまして、それを誠実に運営してまいりたい、こういふように考えております。そういう場合の考え方の基本は、いま私が申し上げましたような心がけでまいりたい、かよう考えております。

ただ、私のほうでできますことは運用の問題でございます。したがいまして、制度の問題になりますと私のほうでは実はどうしようもない。私どもは制度をちょうどだいたいいたしまして、それを誠実に運営してまいりたい、こういふように考えております。そういう場合の考え方の基本は、いま私が申し上げましたような心がけでまいりたい、かよう考えております。

○只松委員 こういふ席でいかがかと思ひますけれども、この共済組合の連合会の運営、いろいろ動向といふのは、前の今井さんのときよりも

な動向といふのは、前回の今井さんのときよりも向うの姿勢になつてきたのではないか、こういうことがよく巷間に伝えられております。法律もさることながら、やはりこういふものの運営は人

にあります共済の問題についても意見が述べられますが、ゼひひとつ圧倒的な多数を占める組合員、いわば職員組合に参加しておるような人々の意見が、自分たちの社会保障の大きな柱

である、意見が反映してくるといふようにすべきだと思います。今日は附帯決議にもつくわけござりますけれども、実質的にこれは推進していただきたい

と思います。今日は附帯決議にもつくわけござりますけれども、実質的にこれは推進していただきたいと思いますが、これは大蔵省当局の意向とともに、運営の運営に当たつておられる連合会の意見も聞いておきたいと思います。

○津吉説明員 先生御承知のようだ、連合会の法

令上定められておる組織がござります。おっしゃいましたような面がござりますので、従来から加入組合員の意向が十分反映されるような措置といふのを検討しながら進めてあるところがございま

すが、さらに御要請を検討いたしまして、適切な運営をはかりたいといふふうに存じております。

○中尾参考人 御質問の御趣旨のあるところは私もよく理解いたしております。これは前々からいろいろ御議論のあつたところであるということをよく承知しております。そういうよろな意味におきまして、私といたしましても、連合会の仕事は

い。これは意見として私は申し上げておきます。次にお尋ねをいたしますけれども、国家公務員も、それから地方公務員についてもそうでござりますけれども、この年金額の算定の基礎は退職前三年間の平均が大体とられております。ところがある組合においては、公企体あたりは最終俸給だけ、こういうことです。同じ国民が法のもとに、こういろいろふうに不平等であることをさることながら、いま御承知のように毎年毎年賃上げが行なわれております。物価が上がり、インフレが進んでおりますから、三年間ほどんど俸給が上がらないといふことならば別ですけれども、毎年毎年上がつて、さらに退職後もどんどん物価が上がり、インフレが進んで名目賃金が上がっておるといふことに、依然としてこの過去三年間平均だといふことは、これは論理的にも実際的にも合わないことだと思います。過去の三年間じゃなくて、退職した後から三年間といらういの気持ちが本来的にこの共済制度を運用していく精神だと思います。老後を安定させるために、将来の三年間は不確定のものですから、実質上道理がないわけでござりますけれども、あとざざりして三年間にするのではなくて、少なくとも現時点において、退職において——将来上がる、必ず上がつておるわけでしょ。いまわれわれ考へてもまだ上がつていくわけですから、それをあとざざりして三年間の平均をとるのではなくて、最低限退職時における給与額を算定の基礎にする、こういうことにすべきだと思ひます。ひとつそういう御努力をしていただきたいと思います。いかがですか。

○津吉説明員 御指摘になりました給付水準を高めたいという面におきましては、われわれやぶさかでないござりますが、すでに先生御承知のように、各種の公的年金におきましてその年金の基礎となります報酬あるいは俸給といいますのは、先ほどの総理府からのお答えのように、種々ばらばらでございまして、差異があるわけでござります。また反面、そういう給付水準の問題とともに財源負担という問題がござりますので、直ち

に、いずれの基礎額によるべきであるかといふことは、早計には結論を出しがたいところでござります。

したがいまして、公的年金の全体の中における検討ということが当然必要になるわけであります。たとえばいま引かれました公企体の関係では、最終俸給が基礎になっておりますけれども、反面では、これも御承知のように、退職金につきましての調整ということを行なつておりますので、そういうことがあってかかるべきであるかどうか、基本的に検討いたしますと、給付の水準とともに、退職にかかる諸給付あるいは住宅対策等々、退職後における処遇といふものも総合的に考えられなければいかぬわけでありますので、これらを総合勘案いたしまして、鋭意、水準はもちろんできるだけよくなるように検討はいたしたいと存じております。

○寺本説明員 地方公務員共済制度は、先生御承知のように、國家公務員の共済制度に準じてつくらであります。仕組みその他給付の内容等すべて国公共済と同様になつておるわけでござります。したがいまして、先ほど給与課長のほうから御説明ございましたように、他の公的年金制度、特に国家公務員共済制度の歩み方といふものと歩調を合わせてまいななければならないもの、さように考へておる次第でござります。

○只松委員 それは国家公務員に準じて、あまり先んじてやつたらおこられるかしれないから準じてといふことはわからぬわけではありますけれども、さように考へておる次第でござります。

○寺本説明員 地方公務員共済制度は、そのうから臨時職員になる、あるいは非常勤の学校の給食費なども、やはり民主主義のもとでは、地方自治体は地方自治体の独自の権限というものを持っておるわけですから、自主的にひとつやっていただきたいと思います。

時職員の問題につきましても、国家公務員では、年金の通算の場合に任用後六カ月たてば適用になります。ところが、地方公務員の場合は一年になつておられますね。十二カ月。これなんかなあなたが言つたことと全くちがはらで、国家公務員が六カ月な

いうところは悪い意味の独白。いい意味の独白ですか。

の、国家公務員にも準じないで独自なことをしておる。だから、その場その場の答弁をしないで、私が言うように、独自にやはり地方自治体関係は

言つたとおりの準備でとすることになるならば、やはり当然に地方公務員の場合には六カ月にすべきだと思う。そういう強い要望があることも御承認のとおりと思います。なされますが、どうです。

○寺本説明員 臨時職員の期間の取り扱いにつきましては、先生御指摘のように、国と地方の場合若干異なっております。一年をカットして、しか

もその後の給料月額が五千六百円以上、こういうワクを地公のほうでははめておるわけであります

が、國のほうでは期間が半年カットということになつておるわけであります。國共のほうが非常に有利な取り扱いとなつておるわけであります。

確かにそういう面をながめてまいりますと、先生おっしゃることごともつともあるわけでござりますが、ただ、國の臨時職員の場合は、給与の支弁につきましても國の予算上明確になされておる

したがいまして、その実態の把握といふことが比較的容易であるわけでござります。ところが、地方公務員の場合でござりますと、失効の労務者から臨時職員になる、あるいは非常勤の学校の給食費などを、やはり民主主義のもとでは、地方自治体は地方自治体の独自の権限というものを持っておるわけですから、臨時職員に切りかえられるもの、そうした

公務員の場合でござりますと、失効の労務者から臨時職員になる、あるいは非常勤の学校の給食費などを、やはり民主主義のもとでは、地方自治体は

地方自治体の独自の権限というものを持つておるわけですから、自主的にひとつやっていただきたいと思います。

○只松委員 それは国家公務員に準じて、あまり先んじてやつたらおこられるかしれないから準じてといふことはわからぬわけではありますけれども、さように考へておる次第でござります。

○寺本説明員 地方公務員共済組合の短期給付の掛け金率と申しますものが、政管健保の千分の七十といふ料率をとえておるという御指摘でござります。

確かに地方公務員共済組合の中で、市町村の職員で構成しております四十六の共済組合の中には、政管健保の料率は千分の七十でござります。

が、これを共済に換算いたしますと、約千分の九十四になるわけでござります。その千分の九十四といふものと申しますものが十五組合ばかりあるわけでござります。

この財政対策といふ問題につきましては、われわれとしましては、こういふ点につきまして近く実態調査をやりまして、その結果を明らかにいたしましたところで政令の改正を行なおう、こういふ気持ちでおるわけでござります。

○只松委員 政令の改正を行なうと言つから、六

カ月に国家公務員と同じにする。こういうことで

すか。

○寺本説明員 國家公務員の共済組合の取り扱いと大体同様の取り扱いに改めたい、そりうぐあいに考へておるわけでござります。

短期掛け金の問題についてもいろいろ要望が出しておりますが、その中で医療関係で政府管掌の健保よりも比較してもなおかつ高い、こういう面があるわけです。ほんとうはどういう面があるかか

ら論議してお答えを聞きたいところですけれども、時間があれませんから、そういうことは一切省略いたします。ひとつそういう面については、他の単位共済との関係もあるし、あるいはいま申します一般の政府管掌のものよりも高い、こういふことでは組合員が不利益を受けるわけでござりますから、そういうことがあつた場合には、もつと大蔵省と折衝をして國のほうからめんどうを見せるなり、あるいはあなたのほうでほかに知恵があるならぬわけではありますけれども、組合員に不利益がないように努力をしていただきたいと思うのです。

○寺本説明員 地方公務員共済組合の短期給付の掛け金率と申しますものが、政管健保の千分の七十といふ料率をとえておるという御指摘でござります。

確かに地方公務員共済組合の中で、市町村の職員で構成しております四十六の共済組合の中には、政管健保の料率は千分の七十でござります。

が、これを共済に換算いたしますと、約千分の九十四になるわけでござります。その千分の九十四といふものと申しますものが十五組合ばかり

あります。

が、これを共済に換算いたしますと、約千分の九十四になるわけでござります。その千分の九十四といふものと申しますものが十五組合ばかり

あります。

が、これを共済に換算いたしますと、約千分の九十四になるわけでござります。その千分の九十四といふものと申しますものが十五組合ばかり

あります。

が、これを共済に換算いたしますと、約千分の九十四になるわけでござります。その千分の九十四といふものと申しますものが十五組合ばかり

あります。

が、これを共済に換算いたしますと、約千分の九十四になるわけでござります。その千分の九十四といふものと申しますものが十五組合ばかり

あります。

考えられておりますような財政調整の制度を市町村共済相互間でやらせようということで、市町村の職員をもって構成しております組合の連合会がございますが、この連合会の機関にはかつたことがあります。しかし、この財政調整につきましては、組合間の利害が必ずしも一致しないわけでございまして、なかなかまとまらないかなかったといふよらないきどつもございました。またそのほかに、特に高い組合員に対しても、ある一つの歯どめを前提といたしまして、市町村が補助金を出すというよくなことも検討をいたしておりますところでございます。あれこれ総合的に財政対策という面につきましては力を入れて検討を統けてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○只松委員 ぜひひとつ、いま私が指摘し、お答えになつた問題については、少なくとも一般の中企業やなんとかが加わつて、いる政府管掌よりも不利益になるといふよくなことがあつた場合に、自治体でめんどうを見るか、国のほうでめんどうを見るか、それは皆さん方が研究され、努力されることとして、そういうことがないようひつて御努力をお願いしたいと思います。

最後に、これも附帯決議の中に出でまいりますので、要望みたいになりますが、今度地方公務員に定年制が実施される、五十七、八歳で今度は首になる、こういう状況が今国会にもあらわれてきている。もちろん私たちはこれに対し強く反対をいたしております。特に国家公務員の場合は五十五歳から六十歳までは人生の徒步連絡、こういうことがいわれます。いわゆる退職後いろいろな問題にぶつかりますし、悩むわけですが、高級官僚ですぐどこにでも天下れるという場合なら別でなければならない。一般的の組合員はなかなかそういうわけにはまいらない。その間に不幸に病気をしたり何かいたしますと、これはたいへんな不安な状態を來たすわけでございます。退職後少なくとも

そういう収入も少なくなったり、なくなったりしているときに、突然病気が発生したとしても、それは長い間の労働をした一つの集積、宿病としてあらわれる場合が多いわけです。また、勤務中を見るように、具体的な措置を講すべきであります。これも多少前進といいますか、前向きの方向で検討されておるわけでございますが、さらにこの面について、いま言ふよろにいろいろなことがあるけれども、少なくとも病気だけぐらいは、まあやめてかかっても何とかいままでどおりめんどうを見る、こういうことぐらいは私はやるべきだと思うので、この点についてさらに格段の努力をお願いいたしまして、時間がありませんので、私の質問を終わりたいと思います。ひとつその点について、政務次官のほうから答弁だけは承つておきたいと思います。

○倉成政府委員 退職後の医療給付の問題につきましては、私も国鉄の退職者の方々その他からいろいろお話を伺っております。現行制度につきましては、只松委員御承知のとおり、在職中から療養を行なつていた疾病については、療養開始後五年間継続して給付をするということになつておるわけでございます。しかしながら、それからまた任意加入の制度もあることも御承知のとおりであります。しかし、まあ退職時には健康であつて、退職後発病したときに、昔かかつておった病院が非常になれておるから、そこで療養させてほしい。また、それによって保険給付を受けたいといふことは、人情としては非常によくわかるわけでありますけれども、やはりいま国民健康保険の制度ができ上がつておる今日、退職後も退職前と同様の扱いをするということになりますと、保険制度としてこれを取り上げるには、非常に困難な問題があらうかと思うわけでございます。

〔毛利委員長代理退席、金子（一）委員長代理着席〕

したがいまして、現在厚生省で制度全般の問題を取り上げておりますので、やはりそういった退職後のいろいろな方々の氣の毒な問題、また、負担能力が非常に少ない方々の問題を、国民健康保険その他と関連して、どう取り上げていくかという問題は、やはり制度全般の問題で検討していくべきことではなかろうかと思つておりますので、そのほうで検討をわざらわしたいと思っておる次第であります。

○只松委員 前向きで検討するという御答弁がない以上、再質問をせざるを得ないのだけれども、そういうことは私たちもわかっているわけです。ただ、いま一言言いましたように、これは根本的には定年制の問題から何から全部関連していくわけだ、五十五歳で首になつて、たまたまい職があればいいけれども、そうでなくて病気になつたりいろいろな問題があるわけです。だから、社会保障制度なり定年制なり、そういう制度の問題もいておつたなら、日本の場合、終身雇用制度が多いわけですから、当分はそこでめんどうを見るとことであるから、まあ少なくとも長い間そこで働くくらいのことは、これは制度問題を論ずる前に、人情的にも考えるべきではないか。それをもっと前向きで考えていただきたい、こういうことを言つているわけです。時間がありませんから、そういう問題全部を論議をして詰めておるわけではありませんが、ぜひひとつそういう面を前向きでお考えをいただきたい、こういうふうに要望いたしております。

○金子（一）委員長代理 武藤山治君

○武藤（山）委員 割り当て時間が四十分しかありませんから、答弁者側はひとつ簡明率直にお答えいただきたいと存じます。

最初に、連合会の理事長である中尾さんにお尋ねをいたしたいと思います。

御承知のように、従来共済連合会は、今井一男

さんが、二十年間にわたり理事長としてそれそれ運営の任に当たってきたわけありますから、この二十年間に、一つの慣例というか、運営のビジョンというものが何か定着していたような気がするわけであります。中尾さんになつてから、この運合会の運営がどういう方向に指導されていくのだろうか、また、中尾理事長の共済に対する考え方、ビジョンはどういうものであらうか、こういう点をまず明らかにしないと、今後の運合会運営についてのいろいろな不安、摩擦、組合員の心配というものがあるううと思うのであります。

そこで、まず最初に、中尾理事長が名理事長になるためには、一休どちらいらビジョンをお持ちになつておるのか、まず先にこれからお答えを願いたいと思うのであります。

○中尾参考人 実は、きょうはどういうことをお尋ねにあづかるのかと思いましたが、そういう施政方針的なことであるとは予期しておりませんでしたので、整理したものを頭の中に持つておるわけではありませんけれども、お話をございますから、思いつきました。日常の私の心がまえを申し上げたいと思いますが、即席でございますから、多少不備であるかもしません。

まず第一は、ビジョンというお話をございますのが、本質的には、私は私なりのビジョンがござります。それは、共済制度を運用いたしまして、これを制度の目的とするところに従つて最も効率よく運営していくということに尽きますと存じます。内容が少し形式的な表現になりましたが、共済はいろいろな面にわたつておるわけでございまして、非常に複雑なものですので、実は私も、本質的にまだ理解しがたいところがいろいろござります。社会保障の面もございましょうし、職場の一つの設備といふ点もございましょう。それから、一面において、給与的な面も非常に強いものでございます。また、福利施設にいたしましても、組合員の方々の現実の労働条件というものと密接な関係があると思ひます。

こういうよくな、一口で言いがたい非常にむず

七

がいまして、現在厚生省で制度全般の問題上げておりますので、やはりそいつた退院いろいろな方々の気の毒な問題、また、負担が非常に少ない方々の問題を、国民健康保

のだろうか、また、中尾理事長の共済に対する考え方、ビジョンはどういうものであらうか。こうした点をまず明らかにしないと、今後の連合会運営についてのいろいろな不安、摩擦、組合員の心配というものがあるううと思うのであります。

理言 六

さんが、二十年間にわたり理事長としてそれそれ運営の任に当たってきたわけありますから、この二十年間に、一つの慣例というか、運営のビジョンというものが何か定着していたような気がするわけであります。中尾さんになつてから、この運合会の運営がどういう方向に指導されていくのだろうか、また、中尾理事長の共済に対する考え方、ビジョンはどういうものであらうか、こういう点をまず明らかにしないと、今後の運合会運営についてのいろいろな不安、摩擦、組合員の心配というものがあるううと思うのであります。

そこで、まず最初に、中尾理事長が名理事長になるためには、一休どちらいらビジョンをお持ちになつておるのか、まず先にこれからお答えを願いたいと思うのであります。

○中尾参考人 実は、きょうはどういうことをお尋ねにあづかるのかと思いましたが、そういう施政方針的なことであるとは予期しておりませんでしたので、整理したものを頭の中に持つておるわけではありませんけれども、お話をございますから、思いつきました。日常の私の心がまえを申し上げたいと思いますが、即席でございますから、多少不備であるかもしれません。

まず第一は、ビジョンというお話をございますのが、本質的には、私は私なりのビジョンがござります。それは、共済制度を運用いたしまして、これを制度の目的とするところに従つて最も効率よく運営していくということに尽きますと存じます。内容が少し形式的な表現になりましたが、共済はいろいろな面にわたつておるわけでございまして、非常に複雑なものですので、実は私も、本質的にまだ理解しがたいところがいろいろござります。社会保障の面もございましょうし、職場の一つの設備といふ点もございましょう。それから、一面において、給与的な面も非常に強いものでございます。また、福利施設にいたしましても、組合員の方々の現実の労働条件というものと密接な関係があると思ひます。

こういうよくな、一口で言ひがたい非常にむず

かしいものでございますが、しかし、いずれにいたしましても、法律でその仕組みができるおきをもつて大事な制度でございますので、この制度の趣旨を体しまして、円滑に、効率的に運営いたしていくということに全力をささげたいと考えておりますのでござります。

なお、ちょっと先ほどから、理事長がかわったのでどうこうといふお話をありました。前の御質問にもそれらしきことがございましたが、それらの点につきましては、私は、きわめて忠実なこの制度の運営者でありたい、誠意をもつて、善良な管理者として効率的に運営していきたいということに尽きますのでござります。

それらの点で、あるいは多少従来のやり方とは変わった感じを持たれるかもしれません。たとえば、制度の問題につきまして私先ほど答弁というのを論ずることの立場、政策を論ずることの立場といふものは、私個人といたしましてはいろいろござりますし、あるいは学識経験ということでその意見を求められる場合でありますれば申し上げるべきことも必ずしもなくございませんが、現在の制度における連合会の理事長としての立場に立ちますなら、まず与えられました制度そのものを忠実に生かしていくといふことが一番であろうと思ひます。それ以上の議論を連合会の理事長といふことは要望するとか、あるいは主張するとか、あるいは何人かに約束するとか、いろいろなことにつきましては、その妥当性があるかどうかが、政府あるいは国会の先生方その他それ政治的な妥当性をもつて御議論になる立場と私はいささか違います。そういうことで、そういう点は私は分を守るべきであるといふように考へます。

そのかわりといつてはおかしいですが、制度をちょうどいたしましたならば、その趣旨に従いまして全力をあげこれを効率的に忠実に実施していきたい、かように考へておるのでござります。

○武蔵(山)委員　いまのあなたの施政方針演説には非常に重大な問題が含まれておるわけであります

す。まことに不満でありますて、その第一点は、あなたは効率よく運営していくのだ——確かに効率よく運営することは非常に重要な一つのかなめであります。同時に、民主的な運営をしなければいけません。そういう問題の配慮があなたが理事長になつてから欠けておるのであります。はたまることに不満であります。

第二点の、制度を忠実に守ればいいのだ、法に定められたものだけを守つておればそれでわいの分は足りるのだ。こういふ認識についてもまことに足らぬさびしい感じがいたします。その制度がほんとうの意味でうまく活用され、その制度自体がほんとうに実現されておるなら私は何をか言わんやであります。あとで具体的に摘要しますが、そういう点から、あなたが理事長になつてから、その制度自体も忠実に法の精神が守られておらぬのであります。

このことは、その運営協議会の問題をさしての発言ではなかろうとも受け取れるのであります。あなたは一体運営協議会をつくつていつこうといふことは、その運営協議会の問題をさしての発言ではなかろうとも受け取れるのであります。あなたは運営協議会をつくつていつこうといふことは妥当性があるかどうかといふことを提示いたしてから、今日いまだこの運営協議会の問題が前進をしないということは一体どうしたことなのか、あなたはそういうものをつくる意思がないのか、前任者の理事長の約束であるから、そういうものは私は行なうつもりがないとでも言うのか。最後のあなたのいまの発言の中に、何事が約束することとは妥当性があるかどうかといふことを

お答えがあるのかないのか、明らかにしてください。

○中尾参考人　いろいろ御心配をいただいて恐縮でございますが、いま申し上げましたのはいささかお粗末でありますて、お答えいたとおりであります。しかし、いまの段階で直ちに理事会なり評議会なりに労働組合の代表を含めるということは、いろいろな過去の長い歴史の中からむずかしい問題がある。だからといって、これを放置して組合員の意見を反映させないということはよくないと思う。だから、運営協議会なる仮称のものを設置して、これならば定期変更程度で可能であるから、運営協議会なるものをつくつて組合員の意見を反映させたい、こういう答弁を国会において行なっております。同時に、先ほど給与課長もそういうものができますだといふとの意味深長な

ことです。まことに不満でありますて、その第一点は、あなたは効率よく運営していくのだ——確かに効率よく運営することは非常に重要な一つのかなめに今井理事長が組合代表と会見をして、それらのものをつくりといふことを提示いたしてあります。かかるに、あなたが理事長になりましてから、今日いまだこの運営協議会の問題が前進をしないということは一体どうしたことなのか、あなたはそういうものをつくる意思がないのか、前任者の理事長の約束であるから、そういうものは私は行なうつもりがないとでも言うのか。最後のあなたのいまの発言の中に、何事が約束することとは妥当性があるかどうかといふことを

お答えがあるのかないのか、明らかにしてください。

○中尾参考人　いろいろ御心配をいただいて恐縮でございますが、いま申し上げましたのはいささかお粗末でありますて、お答えいたとおりであります。しかし、いまの段階で直ちに理事会なり評議会なりに労働組合の代表を含めるということは、まさに國家公務員の方々の実際の需要に合わせてむだのない仕事をするということでございます。そういう意味で実際に実情に合った仕事をしていきたいといふことであります。そういう意味におきましては、最も大事なことであると思うということは先ほど申し上げておるのであります。その点は申し上げたとおりでございます。

それから、次は運営協議会の問題ですが、この問題につきましては、率直に申し上げまして、私はいま非常に困惑いたしておるのでございます。国家公務員の皆さまの方の実情が、率直に正確に見を反映させたい、こういう答弁を国会において行なっております。同時に、先ほど給与課長もそういうものができますだといふとの意味深長な

ことにはあります。しかし、いわゆる問題につきましては、率直に申し上げまして、私はいま非常に困惑いたしておるのでございます。国家公務員の皆さまの方の実情が、率直に正確に見を反映させたい、こういう答弁を国会において行なっております。同時に、先ほど給与課長もそういうものができますだといふとの意味深長な

ことにはあります。しかし、いわゆる問題につきましては、率直に申し上げまして、私はいま非常に困惑いたしておるのでございます。国家公務員の皆さまの方の実情が、率直に正確に見を反映させたい、こういう答弁を国会において行なっております。同時に、先ほど給与課長もそういうものができますだといふとの意味深長な

一応そういうよろんな線に乗ろう。それで話し合いをしようということですが、その話し合いの中に主化というよろんな形に考えておられたようです。は、さらに機構問題を含むところの民主化問題を議題にする。私が前理事長から話を伺つておつたところでは、こういふよろんな話し合いをもつて民主化といふよろんな形に考えておられたようです。しかし、この場においてさらに機構的民主化を含む話し合いをやるんだといふことは、この点も実は私としましては、運用できることならば責任を負いますが、機構をどうするかということにつきましては、組合の方と直接私はお話を申し上げることには、立場上おそらく余地がなかろう。これは本来転倒でありまして、やはり一方で定められておることは、一方の妥当性と責任のある向きでお話し合い願います。その点は私のほうといたしましては立場上これに応じがたいむずかしい立場にございます。それは私の立場の問題で、法律上の問題です。それを御理解願いたい。

それじやそういうものはだめかといふことで話しなつたように、何かそういう共済組合員の真意をそんたくすることについて非常に粗末に考

えておる男ではないかといふふうにとられるのは、私としてはまことに心外です。そこで私は非常に困っております。各省にも御相談をしており

ます。それから監督官庁の法律関係、このほうにもどういう意味を持つかといふことでお願いしております。それが実情でござります。

○武藤(山)委員 そうすると、各省が反対しているというのは、具体的に何省と何省がその協議会

をつくることについて反対しているのか。中尾参考人 反対をしていると私は申し上げておきます。その点が、そういうことで各

省御承知でござりますかということを私は関係課長会議でやつたのですが、だれもそれを承知し

ている方がないのです。それ以外、別にどこの省が反対ということではありませんで、私の省ではそういうことを了承しておられたのだといふことを御発言になる向きもございませんでした。

○武藤(山)委員 あなたはこれができれば正規の機関が判を押すだけになるなんということは、今井さんのつくった要綱には全然うたってないじやありませんか。それは悪意に今井要綱なるものをおななは理解しているからじゃないですか。まずあなたは、事実関係として今井要綱というのを読んだことがあるか、ないか。

第二には、昭和四十一年三月、今井理事長がそれを提起して、四十一年四月に協議会要綱についての説明を行なつて、国会では四十一年三月二日にこの委員会ではつきり給与課長が次のように答えている。評議会にかける前、組合員の意見を十分聞くため、運営審議会委員の労使代表二名による議決機関の方針も考えられる。だけれども、それよりも協議会のほうがまだ当たりがなくていいだらうといふことで、今井さんはこういう案を打ち出してきたのですよ。この中のどこに書いてあるのですか。要綱を読んだのですが、はつきりしてください。

○中尾参考人 運営協議会(仮称)設置要綱案といふものは私のところにもござりますから、これは私も拝見はいたしておりますのでござります。ただ、私が申し上げましたのは、これがほんとうかうそか存じませんのですが、私のほうの公式記録としまして、当連合会に実は記録があるのです。

それが昭和四十二年八月十一日午後一時三十分から四時まで虎ノ門の共済会館におきまする会合が一つ。それからもう一つございますが、同じく四十二年八月に、これは十日でございますが、虎ノ門共済会館におきまするところの関係の方の御会談がござります。それの中のつまり發言ですね、それが私は申し上げておるのでござります。この運営協議会設置要綱案なるものに私が申し上げたことが出ておらぬとこことは私も承知いたしており

ます。しかし、これは實際にはどういうふうなも

のであるかということの相談もしておられるわけです。その中にあるわけです。さらにこれにいろいろその実態といいますか裏といいますか――

これは通り一ぺんですね、表面のものです。実際の運用はこういうふうにやるのだといふような趣旨の御会合があるわけです。その中に、たとえば労働組合が表面に全然出ないじゃないかといふうな質問に対しても、それはもう一つ裏になるのだというような御説明があつたり、そういうふうな雰囲気の会合です。そのときのやりとりの中に、そういうことで進んでおる、こう申し上げたのであります。

○武藤(山)委員 しかば、あなたはどうしようとか、あなたは今後どういう態度をとるか、それを明らかにしていただきたい。

○中尾参考人 事柄は、いわゆる連合会の事業が組合員の要望に沿えるところに対しまして正確に

それに向かうようになりますといふことは、私はきわめて大事なものであると思いまして、その線にてつて努力いたします。ただ、私の立場といたしまして御理解いただきたいのは、やはり制度がござりますので、この制度に即していきませんと――なおこの制度を変えなければならぬと、いろことになつたら、ひとつそちらのほうで御配慮の上お願いをいたしたい。いまのところ、私どもといつたましては連合体といふよろな性格もあり、それから私自身が監督官庁の任命になつておるような関係もあり、なかなか一がいに申し尽べせる形ではあります。それに即して私は最善を尽くされられております。ただ、私は最善を尽くすということであらうと思います。ただ制度の問題、法律上の問題といふものにつきましては、單

に私の感覚でござります。しかし、実情を最前線においてよく承知いたしておるといふ意味におきましては、私ども十分にそういうところの知識に接しておる立場にある者としての立場といふものはやはり心得ております。したがいまして、そういうような事実的な面につきましていろいろお尋ねもございますれば、私どもといたしましては、何と申しましても公務員の皆さまの方の福祉のため、共済制度の発達のためでございますから、関係者といたしまして十分に協力をいたさなければなりません。こういろいろふうに考えております。

○武藤(山)委員 あなたの答弁、よくわからぬ。

運営協議会をつくる方向に検討を進めるといふの

か、それともそういうものはいろいろむずかしい議事の中で応答があつたから、それが全部理事長として個々に当たつて解消するまでは運営協議会なるものはつくる気がないと、いうのか。国会の決議なんといふのは全くそれはしろうとがきめてい

るものであつて、わしはそんなものには縛られぬ、国会で附帯決議をつけたつて知つちやおらぬ、こういう態度なのかな。はつきり言つてくださいよ。あなたの答弁、さつぱりわからぬじやないか。協議会をつくるのかつづらぬのか、どうな

んですか。

○中尾参考人 つくるとかつづらぬとかいうこと

をここではつきり申し上げる用意がないのです。というのは、これは非常に大事な問題でもありますし、それから共済組合連合会でやつております福徳事業なるものが国家公務員のためにかゆいところに手の届くものでなければならぬといふことです。だから自体が私の基本理念でござりますから、したがつて、そういうよろな態度に対して誤解を与えるような發言は、私としてはよくせきでなければできません。だからこそ私はよくせきでなければならないのです。だけれども、いまここで申し上げておることは、前にこういふきまつもあり、その経緯を見ると、なかなか私の手に負えない問題があるのです。それで、いまここで申上げておること

ますと申し上げると、おそらく、當時話し合つた

しかし、これをいまこういふわけで困つており

方は、双方でそういうことで了解しておるわけですね。各省も承知しておると思って理解しておるわけです。何だといふことで、これもたいへんがつかりされるといいますか、どうしたことだとむしろ憲法されるかも知れない。やはり国家公務員の方々の実情に即して今後仕事をいたしまりますが私といたしまして、それが誤解の種になつたのはほんとうに不本位千万、そこで、私はどういうふうにいたしたらよろしいかと実は非常にまいつておるというのが実情なんですが、問題はやはり制度といふものを使えていたくなら変えたいただく、変えていただからなら、その範囲内で、しかも連合体でもござりますから、それぞれの御理解のもとに何とかして体をなすものを持つていきたい、そういうふうに持つていかなければいけないかぬだらうと思つております。それには限界がござります。

○武藤(山)委員 給与課長、あなたは二年間給与

課長をやつておつて、附帯決議がつけられた経過

も知つておる。そういう組合員の意向を十分反映

するような連合会の意向が強いということです。今

井さんも呼んでわれわれが議論したことを知つて

おる。あなたはそれを、監督官厅として、連合会

がこんな運営協議会ができる障害は何だと思う

のですか。ほくは、こんなことは、理事長がやろ

うと決断すれば簡単にできないことはない、なぜ

できぬのかよしきでしようがないのですよ。監督

官厅としてどうですか。

○津吉説明員 先生御承知のように、いわゆる連

合運営審と、いふのを、もちろん事実上の会合でござ

りますけれども、四十年度から行なつてきており

ます。これは重々先般来から申し上げております

ように、共済組合のたてますあるいは制度、組織

につきまして、法律で定められておるところが

ござります。これは先ほど来理事長が申しており

ますところの制度と、いふことでありますけれど

も、その制度の範囲内における運用と、いふ問題で

あるか、あるいは制度そのものであるかは、やは

り実質的にそれぞれ関係者において検討を尽く

す、相談するということが必要かと存じております。また、私といたしましては、その制度の範囲内における運用と、いふ問題でございましては、これは反対をする意図はございません。

○武藤(山)委員 そこで、関係者と十分何回も協議をして、会見をして、引き継ぎ事項でずっと今井さんから提起された問題であるから、もう一年近くなるとするのだから、なぜそれが進まなかつたのかといふのは、私は理事長の責任だと思つたのですが、あなた、理事長になつてから何回出席しましたか。欠席は幾日ありますか。出勤簿を持っていますか。からだが、つい悪くて、あんなまで、しかも連合体でもござりますから、それぞれの御理解のもとに何とかして体をなすものを持つていただきたい、そういうふうに持つていかなければいけないかぬだらうと思つております。それには限界がござります。

かがかと思います。そういうことではなく、ひとつ実際に現在の制度を前提にされると、ならば、現在の制度の範囲内で動くような形、そういう形ができるたらいいへん好ましい。こう私は考えておりまます。従来の連合運営、いふような考え方は、いろいろな方が考えてやはりそういうところに落ちついて、私はたいへんけつこうなことだと思つてあります。現に私どもやつておりますでも、單一の単位共済組合の御意見なり御要望なりが出てくらうのですが、その後にはいろいろな経緯もありますが、その背後にはいろいろな背景があります。それから賛否両論、それぞれの立体的な背景に、何回も会議をして、早急に片づけますと言えます。そうじやありませんか。あなたに責任だといふのではありませんか。私はあなたが議論したことにはなかなか進まなかつたとか、私が健康を回復したらこんなものは簡単にはございませんか。あなたに責任だといふのではありませんか。はつきりしてください。

○中尾参考人 私の責任の問題は私から申し上げるのはどうかと思ひますので、これは監督官厅の言ひ切れますか。ほくは、こんなことは、理事長がやろ

うと決断すれば簡単にできないことはない、なぜ

できぬのかよしきでしようがないのですよ。監督

官厅としてどうですか。

○津吉説明員 先生御承知のように、いわゆる連

合運営審と、いふのを、もちろん事実上の会合でござ

りますけれども、四十年度から行なつてきており

ます。これは重々先般来から申し上げております

ように、共済組合のたてますあるいは制度、組織

につきまして、法律で定められておるところが

ござります。これは先ほど来理事長が申しており

ますところの制度と、いふことでありますけれど

も、その制度の範囲内における運用と、いふ問題で

あるか、あるいは制度そのものであるかは、やは

り実質的にそれぞれ関係者において検討を尽く

るという意味はどういうことなのかといふ理解の

問題が非常に重大な問題なんですよ。そういう場

合に、いままでちやんと国公共團の意見を開い

て、推薦を聞いて、その推薦人を選んできました

が、ことしは推薦をちゃんと二名、国公共團がし

たのにかかわらず、それを拒否して一方的にきめ

ている。こういう慣例無視はどういことなんですか、あなたになってからいろいろ慣例無視を

するといふことは、ひとつあなたの所見を伺いたい

い。

○中尾参考人 まことに申しわけないので、また

お気持ちにあれるかもしませんが、その問題

は実は私のほうの所管の問題ではございません。

何ぶんの御意見はちょっと申し上げることはでき

ないであります。

○津吉説明員 御指摘の審査会は、連合会加入組

合にありますては連合会に置かれます。加入組合

以外はたとえば郵政等はその組合に置かれるわ

けであります。その審査会委員は大蔵大臣が任命

をする。先ほど先生がおっしゃいましたような分

野の中からそれぞれ三人ずつ任命をするといふことになります。

したがいまして、大蔵大臣が任命する際の考え方

方いかんといふことに相なるわけでござります

が、一方的に任期到来の審査会委員につきまして

任命をいたしたといふような評価があるはされ

るかもしれません。しかし、われわれといたしま

しては、すでにおっしゃいますところの職員団体

側の要請もございましたけれども、これも御承知

のよう、この任期は三年でございますが、任期

到来の審査会委員はそれぞれ、三期つとめた、そ

れから二期つとめたといふ方向でござります。わ

れわれ組合員の意向を最もまんべんなく代表する

といふふうな意味合いからこれを見ますと、組

合員数といふのが一つの目標でござります。また

もう一面考えましたことは、これも重々御承知で

ございましょうが、別途また審議会といたしまし

て国家公務員共済組合審議会といふものがござ

ります。そこに出来ております委員は、組合員代

表という面におきましてやはり組合員数の多少というようなことも勘案し、また、共済事業の実体的な評価ということも考えて、文部省あるいは農林省、郵政省というふうな関係のいわゆる組合員代表というのが出られておるわけでございまして。そういう他の審議会といふ面からも勘案いたしましたと、この際はやはり四選あるいは三選ということではなくて、もちろん永久にそれぞれの審議会委員が固定的にその省のいわゆる株になるといたしましては毛頭ございませんので、その間組合員の意見を最も広範に代表し得るという面と、それから重複いたしますが、先ほど申し上げたままで、決して一方的にこれを任命したものではありませんして、決して御意見としては採聽しておるということでございます。

○武藤(山)委員 一方的でないと言つて、従来はちゃんと推薦した者を大蔵省は認めておいて、今回に限つて推薦を片方は三期任期が済んだから、二期済んだからという理由で、全く推薦されない別な者を選ぶというのには、今までの慣例を破つたことですよ。やはり民主的な運営を認めていくという方針なら、組合が出してきた者をもし好ましくなければ、この人は好ましくないのがもう一回別な人を推薦して直してくれぬか、そして推薦しほとを認めたらいいじゃないですか。それが民主的じやないですか。違いますか。

○津吉説明員 おつしやるとおりでござりますが、今回推薦が出ました状況は、これは手続的なことを申し上げて恐縮でござりますけれども、すでに任命手続きが大詰まりにまいりまして任期ですねといつておるところで、前どおりの委員を任命されたことではございませんが、推薦をいたしましたが、これはいま申し上げましたように、別段いわゆる組合系統を毛ぎらして拒否を申し上げた趣旨に基づいて選任いたしたといたとでございます。

○武藤(山)委員 従来の慣例とおつしやりますのが、大蔵大臣の意見を最も広範に代表し得るといふことからして、あるいは極端にいえばブレッシャーグループとかいう式の活動といふものは、あらゆる施策においてあるわけだし、それはまた意味もあると思いますし、必要な場合もございましょうが、それらの活動にどうも私ははじまないと、うらうに私はいたしましてはなし下さい。私どもの団体といふことはなじまないと、うらうに私は考えます。その結果でございます。

○武藤(山)委員 それは、あなたが理事長にかわったとたんに、そういう共済組合全体の横の連絡や意見交換ができる場から飛び出てしまつたのですよ。私はそこは、あなたのしかとした意見が向を十分に代表する委員を選任いたしたいといつても、十分その余裕があります段階で組合員の意向を十分に返すようですねけれども、いろいろ解釈の仕方があるかと思います。いずれにいたしまして、その連盟をぶつぶすことねらいとしてあります。私はどちらかと見てもらつてください。その連盟をぶつぶすことをねらいとしてあります。おそらくこれは厚生省の医療制度の改革で、十分検討いたしたいと思います。

○武藤(山)委員 中尾さんももう一つ。あなたはこの間、共済組合連盟から連合会は脱退するということを始めたやに承つておるのですが、脱退をきました。したがつて、その手続きは残っておりますから脱退したということではございませんが、脱退を手続上は私のほうでかつてに脱退するわけにはいきません。内部の御承認がなければできません。したがつて、その手続きは残っておりますから脱退したということではございませんが、脱退をいたしたいといつて申し入れをいたしましたことは事実でございます。

○武藤(山)委員 今まで長い間、連盟の最も大きな母体としての連合会がなぜこの場になつて脱退をしなければならぬのか。理事長の見解どうですか。脱退しなければならぬ積極的理由をひとつ明らかにしていただきたい。

○中尾参考人 先ほど申し上げましたように、私も共済組合連合会のほうの立場で実は申し上げておるわけであります。その立場から申しましたとおりです。これは法律に基づいてできた一つの機関でございまして、私ども任命制によつて任命されておりますが、それ自体、言うならば広義の政府関係の機関、特別な監督を受けた機関でございまして、その機関が運営協議会をつくろうといふことをやろうとして運営協議会をつくろうといふことです。

○水田国務大臣 まだ所要額についてはいま全くわかりません。事前に新潟地震とかいろいろあつたときの経費は一応調べてあります。今度のは地震の程度は低いのですが地域が非常に広いということございまして、今までの地震に比べて今度のほうは大きいか小さいかというようなことも、もう少し実情を調査しないとわかりません。

○武藤(山)委員 いずれにしても、地震保険の百億以上突破し五百億までの範囲内は半分国庫が負担をする。五百億以上の現金支出になつた場合は国がオーバー部分を全額負担するといふらに法律ではなつております。したがつて、今度の地震保険の持ち出しもおそらくいまの地震保険特別会計では間に合わなくなるだろ。その他公事業あるいは災害復旧、いろいろな補助等においても相当の支出を必要とする。予備費は一千二百億あるが、公務員ベアもかつての三公社五現業の裁定などをおもんばかりと、これも予備費から支出することが非常に狹められてくる。そこでどうとうとう総合予算主義というものはここでくされる。ここで総合予算主義というものはくずれて、補正予算を組まざるを得ない。この一点だけ、大臣はどうお考えになつておるか、明らかにしていただきたい。

○水田国務大臣 御承知のように、本年度は予備費を相当充実させてありますので、補正予算是組まない、この範囲内で處理できると私は考えております。

○金子(一)委員長代理 これにて参考人に対する質疑は終了いたしました。

中尾参考人には、御多用中のところ長時間にわたり御出席をいただき、まことにありがとうございました。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。御退席いただいけてけこうです。

たゞいま議題となつております各案中昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金の受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○金子(一)委員長代理 この際、両案に対しまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党、公明

党を代表し、毛利松平君外二十七名よりそれぞれ修正案が提出されておりまますので、提出者の趣旨説明を求めます。毛利松平君。

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案の一部を修正する法律案

昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案

「改正後の施行法」という。第二条第一項第七号に規定する更新組合員（同法第四十一条第一項各号に掲げる者及び同法第四十二条第一項に規定する恩更新組合員を含む。が昭和四十四年一月一日前に退職し、又は死亡した場合において、恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第四十八号）第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下この条において同じ。）第一項第三号（同法附則第四十三条において「改正後の法律第百五十五号」という。附則第四十二条第一項第三号（同法附則第四十三条において「改正後の法律第百五十五号」という。）を「昭和四十三年法律第四十八号」に改める。）

第二条のうち、第五十三条第二項及び第三項の改正に関する部分の前に次のよう加える。
〔昭和四十三年法律第四十八条〕
第七条第一項第一号ニ中、「第四十一条の二若しくは第四十二条第一項第三号（第四十三条において準用する場合を含む。）を「若しくは第三十四条の二」に改める。

第七条第一項第一号ニ中、「第四十一条の二若しくは第四十二条第一項第三号（第四十三条において準用する場合を含む。）を「若しくは第三十四条の二」に改める。

第三条第一項第一号ニ中、「第四十一条の二若しくは第四十二条第一項第三号（第四十三条において準用する場合を含む。）を「若しくは第三十四条の二」に改める。

前項の規定は、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の第四項各号に掲げる者については、適用しない。

前項の規定は、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の第四項各号に掲げる者については、適用しない。

第三条第一項の規定は、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の第四項各号に掲げる者については、適用しない。

第三条第一項の規定は、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の第四項各号に掲げる者については、適用しない。

第三条第一項の規定は、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の第四項各号に掲げる者については、適用しない。

第三条第一項の規定は、改正後の法律第百五十五号附則第二十四条の第四項各号に掲げる者については、適用しない。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約四百八十萬円の見込みである。

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

本修正の結果必要とする経費は、平年度約四百八十萬円の見込みである。

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。ただし、次項から附則第四項までの規定は、昭和四十四年一月一日から施行する。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

2 法律第百三十四号の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第一号へ中「第四十一条の二第一項又は第四十二条第一項第三号(第四十条において準用する場合を含む。)」を「又は第四十一条の二第一項」に改める。

(公共企業体職員等共済組合法の改正に伴う経過措置)

3 公共企業体職員等共済組合法附則第四条第二項に規定する更新組合員(同法附則第二十六条第一項に規定する転入組合員及び当該更新組合員又は転入組合員であつた者で再びもとの共済組合の組合員となつたものを含む。以下この項において「更新組合員等」という。)であつた者(更新組合員等で死亡したものと含む。以下この項において同じ。)又はその遺族で、昭和四十三年十二月三十一日において現に同法の規定により退職年金、減額退職年金又は遺族年金を受ける権利を有するものについて、当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合員期間の計算に法律第百五十五号。次項において「法律第百五十五号」という。附則第四十二条(同法附則第四十三条において準用する場合を含む。)及び改正後の公共企業体職員等共済組合法の規定を適用するとしたならば当該年金の年額が増加することとなるときは、同法の規定により、昭和四十四年一月分から、当該年金の年額を改定する。

4 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者については、適用しない。

○毛利委員 ただいま議題となりました自由民主党にかかる昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正に伴う修正案並びに昭和四

十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしておりますので、朗読を省略し、その要旨を申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしておりますので、朗読を省略し、その要旨を申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読を省略し、その要旨を申し上げます。

の特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案は予算を伴う修正案でありますので、内閣において御意見があればお述べください。水田大蔵大臣

○毛利委員 ただいま議題となりました自由民主党にかかる昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正に伴う修正案並びに昭和四

十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付いたしてありますので、朗読を省略し、その要旨を申し上げます。

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

よって、本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案を可決するに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

この際、提出者より趣旨の説明を求めます。村山喜一君。

○金子(一)委員長代理 ただいま議決いたしました両案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社

会党、公明党を代表し、村山喜一君外三十七名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりました。

最初に、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案につきまして、順次採決いたします。

最初に、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案につきまして、順次採決いたしました。

○金子(一)委員長代理 ただいま議決いたしました両案に対し、自由民主党、日本社会党、民主社

会党、公明党を代表し、村山喜一君外三十七名より附帯決議を付すべしとの動議が提出されておりました。

最初に、昭和四十二年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び同案に対する修正案につきまして、順次採決いたしました。

第三は、共済組合の短期給付に要する費用につきましては、医療費の増高に伴う掛け金率の上昇等により、組合員の負担が限界に達していると思われる面もありますので、医療保険制度の抜本的改正あるいは他の社会保険制度との関連もあるかと思いますが、新たに公的負担制度を導入することを検討するとともに、長期給付の公的負担割合についてもその引き上げをはかるなど、前向きの検討を要望するものであります。

第四は、各公的年金の最低保障額につきましては、現在かなり不均衡な状態を呈しておりますので、各年金について統一的な視点に立つてこれが適正な均衡をはかるとともに、受給者の実情にかんがみ、その引き上げを考慮願いたいとするものであります。

第五は、国家公務員共済組合法では、年金額の算定の基礎となる俸給の額は、現在、退職前三カ年間の平均額となつておりますが、これを公共企業体職員の共済年金の場合と同様、退職時の俸給額とするなどを考慮して、現在のベース改定額あるいは物価上昇等の状況にかんがみ、退職時俸給と三年前とは大きな差があることにかんがみまして、他の社会保険及び共済制度との均衡を考慮しつつ、これが検討を求めるものであります。

第六は、旧陸海軍の共済組合等いわゆる旧令共済組合員期間を有する者に対する厚生年金保険上の特例老齢年金につきましては、年金制度の通算の改善をはかる際、当該期間を資格期間としてでなく、内容のある期間として取り扱うことができないものかどうか、この点について十分検討すべきであるという趣旨であります。

第七は、御承知のとおり、外政府職員期間または外國特殊法人職員期間で恩給公務員に相当する職員期間は、恩給法上あるいは共済組合法上でもそれぞれ通算措置が講ぜられており、さらに今回、恩給法改正案、共済年金改定法案を修正して、いわゆる満日ケースの者についても完全通算ができるよう措置することにいたしましたが、雇用人としての在職期間につきましては、共済組

合制度上では、現在、資格期間としてだけ取り扱うこととなつておりますので、内容のある通算をすることとができるよう、これが改善についても今後検討をする点だろうと思うものであります。

第八には、遺族給付を受けられる遺族の範囲は、現在、組合員の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員の死亡の当時主として組合員の收入により生計を維持していた者に限られております。現行法で規定されております十一万七千円は、現在内職収入の非課税措置分二十二万五千円等のランクに引き上げ、遺族給付の実情に即した運用が行なわれるよう検討を要望するものであります。

第九は、現在、退職者の疾病につきましては、継続療養のみ最高五年間まで給付が認められていますが、退職後の新たな疾病や事故に対しましては、共済組合員の資格がないため、給付水準の低い国民健康保険によらざるを得ないのであります。しかしながら、五十五歳あるいは六十歳で退職した者は、退職後二、三年の間に発病する場合が多いという実情、及びこれらの者が長い間共済組合員として掛け金をかけ、共済に尽力をしてきたという事情を考慮いたしますならば、他の医療保険制度との関連もあるとは思います。

第六は、旧陸海軍の共済組合等いわゆる旧令共済組合員期間を有する者に対する厚生年金保険上の特例老齢年金につきましては、年金制度の通算の改善をはかる際、当該期間を資格期間としてでなく、内容のある期間として取り扱うことができないものかどうか、この点について十分検討すべきであるという趣旨であります。

第七は、御承知のとおり、外政府職員期間または外國特殊法人職員期間で恩給公務員に相当する職員期間は、恩給法上あるいは共済組合法上でもそれぞれ通算措置が講ぜられており、さらに今回、恩給法改正案、共済年金改定法案を修正して、いわゆる満日ケースの者についても完全通算ができるよう措置することにいたしましたが、雇用人としての在職期間につきましては、共済組

合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

一、公的年金のスライド制についての調整規定の運用については、今年度中に結論を得ることを目指して公的年金制度調整連絡会議において検討し、具体的対策を進めること。

一、国家公務員共済組合連合会の運営については、加入組合員の意向が評議員会に充分反映できる方途につき具体化を進めること。

一、共済組合の給付に要する費用については、他の社会保険制度との均衡を考慮して、短期給付の社会保険制度との均衡を考慮して、短期給付及び長期給付ともにその改善に努めること。

一、公的年金の最低保障額について、これが適正な均衡と引き上げについて検討すること。

一、国家公務員共済組合法の年金額の算定の基礎となる俸給については、他の社会保険及び共済制度との均衡を考慮しつつ、その改善に努めること。

一、旧令共済組合員期間を有する者に関する特例老齢年金については、年金制度の通算を図る際、検討すること。

一、外政府、外國特殊法人に勤務した庸傭員期間についての通算について検討すること。

一、遺族給付を受ける遺族の範囲は、主として組合員の収入により生計を維持していた者に限られているが、その取り扱いにつき、実情に即した運用が行なえるよう検討すること。

一、組合員が退職後一定期間内に発病した場合に、重ねて附帯決議として政府に強く要望するものであります。

以上の諸点は、本委員会で従来とも論議されてきたところであり、あるいはまた、附帯決議として政府に検討するよう要望してきたところであります。そこで、その実現方は組合員諸君の熱望してやまないところであります。したがいまして、この申し上げまして、趣旨の説明を終わります。

○山中(眞)委員 ただいまの村山君の趣旨説明の項目は、附帯決議についてでありますから、もあればかりいたします。

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本附帯決議に対し、政府より発言を求められておりますので、これを許します。倉成大蔵政務次官。

○倉成政府委員 ただいま御決議ありました事項につきましては、政府といたしましても、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

○金子(一)委員長代理 金子運輸政務次官。

○金子政府委員 ただいま御決議ありました事項については、政府といたしまして、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

ろん各党一致しておるわけですが、あまりにも具体的な点について御指摘がございました。これらの一つはあげませんが、二、三の点においては、お与野党間で話し合いについてないまま、したがつて、附帯決議の程度の表現とせざるを得ませんでした。したがつて、これらは今後検討するにやぶさかでないとしても、全会一致でその点を要望するものであるといふ具体的な点が全議會まれておつての賛成であるといふようにとられて、私どもがその処理に責任をとらざるを得ないということになりますと、ここで詰め直さなければならぬ点が出てまいりますので、趣旨については、説明についても賛成であります。また、附帯決議の各項目、いずれも賛成でありますから、以上、念頭に置いておきたいと思います。

○金子(一)委員長代理 これにて趣旨の説明は終りました。おはかりいたしました。

本動議のごとく附帯決議を付するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。

○倉成政府委員 ただいま御決議ありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

○金子(一)委員長代理 金子運輸政務次官。

○金子政府委員 ただいま御決議ありました事項については、政府といたしまして、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。

○山中(眞)委員 ただいまの村山君の趣旨説明の項目は、附帯決議についてでありますから、もあればかりいたします。

○金子(一)委員長代理 ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○金子(一)委員長代理 御異議なしと認めます。
よつて、さよろ決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○金子(一)委員長代理 次回は、来たる二十一日
火曜日、午前十時十五分理事会、十時三十分委員
会を開会することとし、本日はこれにて散会いた
します。

午後零時二十分散会

大蔵委員会議録第二十九号中正誤

ページ段行 誤
一三〇 小沢佐重喜君 正
名 平正芳君外一

昭和四十三年五月二十三日印刷

昭和四十三年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局